

令和4年9月15日

## 国立研究開発法人建築研究所の会計監査人候補者の募集について

国立研究開発法人建築研究所

国立研究開発法人建築研究所は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は国土交通大臣が行いますが、選任にあたっては、当法人が会計監査人の候補者の名簿を国土交通大臣に提出し、その選任を求める必要があります。

このため、令和4年度から令和9年度における当法人の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方から提案書を募集いたします。

提案書の提出にあたりましては、下記事項をご参考のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 監査業務対象期間

令和4年度から令和9年度の6事業年度

(令和4年4月1日から令和10年3月31日まで)

※今回の会計監査人候補者の募集については、業務対象期間を令和4年度から令和9年度の6ヵ年としますが、各年度において国土交通大臣の選任を受けることから、契約は、単年度契約となります。

なお、今回選任を受けた会計監査人においては、令和5年度以降各年度の国土交通大臣の選任を求めるにあたり、改めて当該年度分の監査計画書を提出していただき、その内容が適切であると認められる場合に限り、引き続き選任の手続を進めることとします。

ただし、選任を受けた者が行政処分を受ける、または前年度分の提案書に記載された事項が十分に履行されない等の事由が発生した場合には、選定の見直しとなりますのでご留意下さい。

また、令和5年度以降各年度の契約に当たっての監査費用は、提案書に記載された当該年度の見積金額を参考とします。ただし、当法人からの要請により、監査計画を大幅に変更するなど、監査費用に多大な影響を及ぼす事情が生じた場合に限り、当該年度の監査計画書に詳細な理由を付して、見積金額を変更することができるものとします。

#### 2. 監査場所

国立研究開発法人建築研究所 (茨城県つくば市)

#### 3. 監査業務の内容

独立行政法人通則法第38条の規定に基づき作成される国立研究開発法人建築研究所の令和4年度から令和9年度の財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及

び決算報告書の監査（これらの書類が適正に作成されるために行う指導業務及び相談業務を含みます。）

#### 4. 応募資格

- (1) 独立行政法人通則法第4条1号に規定する公認会計士又は監査法人であること。
- (2) 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者でないこと。
- (3) 業務執行社員及び筆頭業務執行社員については、監査を行う毎事業年度において、次の要件を満たす者とする。こと。
  - ① 当法人の中長期目標期間の全ての事業年度において、当法人の業務執行社員になった者（当該全ての事業年度の後、連続する2事業年度において当法人の業務執行社員になっていない者を除く。）でないこと。
  - ② 当法人の中長期目標期間の全ての事業年度において、当法人の筆頭業務執行社員になった者（当該全ての事業年度の後、連続する5事業年度においては当法人の筆頭業務執行社員になっていない者を除く。）でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度の物品・役務における「全省庁統一資格」のうち、「役務の提供等」に登録し、競争参加資格を有する者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 5. 提案書等の提出について

- (1) 当法人の会計監査人に就任を希望する者は、下記6及び別紙2に示す作成要領を参照のうえ、会計監査業務に係る提案書を提出して下さい。  
なお、今回は令和4年度から令和9年度の6カ年にわたる選定を行うので、提案書の記載に関しては、6カ年にわたる期間を通じた監査を考慮した提案として下さい。
- (2) 提出部数等：提案書は、A4版の書式で作成したものを、5部提出して下さい。
- (3) 貴法人等のパンフレット等があれば、1部添付して下さい。

#### 6. 提案書の記載内容等

提案書の記載内容は次のとおりとします。

- (1) 監査法人等の概要（令和4年4月1日現在又は直近のもの）
- (2) “4. 応募資格”の(1)、(2)及び(3)に記載した資格があることを確認できる書類
- (3) 独立行政法人等（独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、以下「独立行政法人等」という。）に対する監査実績等
  - ①独立行政法人等に対する監査実績（過去5年間）  
なお、中長期目標期間等の全期間に渡り監査を実施した場合には、その実績について記載してください。
  - ②独立行政法人会計基準に関連する下記委員会等への派遣実績（過去5年間）
    - ・公認会計士協会 公会計委員会
    - ・公認会計士協会 公会計委員会独立行政法人・国立大学法人等専門部会
    - ・総務省 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会
    - ・財務省 財政制度等審議会財政制度分科会法政・公会計部会

- (4) 監査実施体制等
- ① 監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況(部署の名称、スタッフの人数)
  - ② 監査チームの構成内容(監査業務に従事する予定の人員、職務分担、職務内容)
  - ③ 監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等
- (5) 監査計画 (※令和4年度から令和9年度の年度ごとに提案して下さい。)
- ① 監査の取り組み方針(監査の基本方針、着眼点、監事との連携に関する考え方。また、これらについて当法人の状況を踏まえた内容を記載して下さい。)
  - ② 監査項目及び監査方法
  - ③ 監査計画(監査項目、監査日程、監査予定人員)
  - ④ 当法人が監査にあたって準備協力する事項等
- (6) 監査品質の管理体制等
- ① 品質管理体制の整備・実施状況(品質管理するための組織体制を含む。)
  - ② 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題等の指摘がある場合はその概要、改善計画及び改善状況等
  - ③ 過去5年間において公認会計士法に基づく処分がある場合には、その内容、改善計画及び改善状況等
- (7) 監査費用
- ① 令和4年度から令和9年度の年度ごとに記載して下さい。
  - ② 監査費用総額、及びその内訳として次の事項を記載して下さい。(要員クラス別の人員数・単価、旅費等の監査に付随する費用、その他監査に含まれるサービスの費用等)
  - ③ 本業務の参考業務規模は、初年度7百万円程度(税込)を想定しています。
- (8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
- 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている場合は、認定等を証する書類の写しを提出して下さい。
- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者が300人以下のものに限る。)
  - ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
  - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)
- (9) 提案していただいた監査日程等に大幅な変更が生じた場合の取扱い  
(費用変更方法等を含む。)
- (10) 特筆事項(会計基準改訂に関する情報提供、独法会計基準に関する研修実施、当法人からの相談事項に対する対応体制)
- (11) 本件に関する監査法人等のご担当者の連絡先  
(氏名、所属、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

## 7. 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限：令和4年10月17日(月) 16:00必着
- (2) 提出方法：下記の提出先まで、郵送又は持参して下さい。

## 8. 提出先(問い合わせ先)

〒305-0802 茨城県つくば市立原1  
国立研究開発法人建築研究所 総務部会計課 決算担当

## 9. 候補者名簿の作成方法

提出された提案書を以下の審査項目について総合的に評価を行い、当法人において会計監査人候補者名簿を作成します。なお、審査の観点、配点については別紙1のとおりです。また、審査に先立ち、提案に係るヒアリングを行う場合もありますので、予めご了承ください。

### ①独立行政法人等に対する監査実績等

- ・独立行政法人等に対する監査実績
- ・独立行政法人会計基準に関連する委員会等への派遣実績

### ②監査実施体制等

- ・監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況
- ・監査チームの構成内容
  - 監査従事者数
  - 監査を効率的に実施する体制
- ・監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等

### ③監査計画

- ・監査の取り組み方針
- ・監査項目及び監査方法
- ・監査計画

### ④監査品質の管理体制等

- ・品質管理体制の整備・実施状況
- ・日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果及び公認会計士法に基づく処分

### ⑤監査費用

### ⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### ⑦特筆事項

## 10. 提案者に対する結果の通知及び契約手続きについて

- (1) 結果については、国土交通大臣による選任後、速やかに通知します。
- (2) 契約手続きについては、当法人との随意契約となります。

## 11. その他

- (1) 当法人の組織、事業、財務等の詳細については、当法人の公式サイトをご覧ください。  
当法人の公式サイト：<<http://www.kenken.go.jp/>>
- (2) 提出された提案書は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、公開する法人文書の対象となります。提案書の記載事項の中で、貴法人が守秘することを要望される事項については、予め指定して下さい。
- (3) 提出された提案書については、会計監査人の候補者名簿の作成以外に使用することはありません。また、提案書は返還いたしませんので予めご了承ください。
- (4) 提案書の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止等を行うことがあります。

(別紙1) 審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査の観点	配点
(1) 独立行政法人等に対する監査実績等		
① 独立行政法人等に対する監査実績	独立行政法人等に対する法定監査、任意監査の実績	12点
② 独法会計基準に関する委員会等への派遣実績	独立行政法人会計基準に関する委員会等への派遣実績	5点
(2) 監査実施体制等		
① 監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況	公会計部門等の専門部署を有し、独立行政法人等を専門に監査を行っているスタッフの有無	5点
② 監査チームの構成内容		
・監査従事者数	当法人の監査を行う監査チームの人数	5点
・監査を効率的に実施する体制	監査を効率的に実施する体制となっているか	5点
③ 監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等	独立行政法人等に対する監査経験、実績	3点
(3) 監査計画		
① 監査の取り組み方針	監査の基本方針、着眼点、監事との連携に関する考え方の記述	5点
② 監査項目及び監査方法	監査項目、監査方法の記述	5点
③ 監査計画	監査予定人員数	5点
(4) 監査品質の管理体制等		
① 品質管理体制の整備・実施状況	品質管理体制の実施状況に関する記述	6点
② 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果等及び公認会計士法に基づく処分等	・レビューでの指摘事項等及び行政処分の有無 ・指摘事項等、行政処分に対する再発防止策、改善計画及びその進捗状況	6点
(5) 監査費用	令和4年度～令和9年度の見積金額(費用の低廉性)	30点
(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、関係法令に基づく認定を受けている場合等には加点	3点
(7) 特筆事項	当法人に有用な提案があれば加点	5点
合 計		100点

【別紙 2 : 提案書作成要領】

提案書の記載内容等につきましては下記様式を参考にして下さい。

令和 4 年度から令和 9 年度  
 国立研究開発法人建築研究所の会計監査人候補者選任に係る提案書

1. 監査法人等の概要（令和 4 年 4 月 1 日現在又は直近のもの）

名 称	
代 表 者	
出 資 金	百万円（ 年 月 日現在）
業 務 収 入	百万円（対象期間）
経 常 利 益	百万円（対象期間）
当 期 利 益	百万円（対象期間）
人 員 数 （内訳）公認会計士 会計士補等 その他職員	人 人 人 人
国内事務所数	箇所（主な所在地：）
担当する事務所の 監査体制	監査体制 （独法専任スタッフ） 人
関与会社数	金商法 社 会社法 社 〇〇 社 その他法定監査 社 その他任意監査 社 計 社

2. “4. 応募資格”の（1）、（2）及び（3）に記載した資格があることの証明

3. 独立行政法人等に対する監査実績等

独立行政法人等 の監査実績	機 関 名	期 間	法定監査・任 意監査の別
注 1)		~	
委員会等への派 遣 注 2)	(委員会等の名称)	(委員等の氏名)	(就任期間)

注 1) 独立行政法人等に対する監査実績について記載して下さい。

(最大 20 件) 記載内容は応募要領 6. (3)①のとおりとして下さい。

注 2) 独立行政法人会計基準に関連する委員会、研究会等への過去 5 年間の派遣実績等  
 を記載して下さい。

(貴法人に現在所属している者の、貴法人在籍時における実績に限る。最大 10 件)

#### 4. 監査実施体制等

- (1) 監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況（部署の名称、スタッフの人数）
- (2) 監査チームの構成内容（監査法人内のサポート体制等を含む）
- (3) 監査従事予定者の略歴、実務経験、監査等実績等

※独立行政法人等に対する法定監査又は任意監査の実績がある場合は、過去5年間の実績を記載して下さい。

また、(2) 監査チームの構成内容で監査従事予定者全員を特定できない場合（例：その他監査補助者〇名と記載した場合）には、予定人数以上の候補者の氏名（イニシャル可）、略歴、実務経験、監査実績等を記載して下さい。

なお、監査人に選任された際には、当該候補者から監査チームを編成して下さい。

#### 5. 監査計画（令和4年度から令和9年度の年度ごとに提案して下さい。）

- (1) 監査の取り組み方針（監査の基本方針等、着眼点、監事との連携に関する考え方等。また、これらについて当法人の状況を踏まえた内容を記載して下さい。）
- (2) 監査項目及び監査方法
- (3) 監査計画（監査日程、監査項目、監査予定人員）

（令和4年度分：令和4年11月から監査を開始すると想定）

（単位：人日）

監査項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	備考
会計基準改訂点等の説明									
予備調査・監査計画打合せ									
月次決算									
期中監査									
期末監査【往査日数： 日】						( )	( )	( )	
報告書作成等									
合 計									

監査項目	監査責任者	公認会計士	会計士補等	合 計	備考
会計基準改訂点等の説明					
予備調査・監査計画打合せ					
月次決算					
期中監査					
期末監査【往査日数： 日】	( )	( )	( )	( )	
報告書作成等					
合 計					

注1) 監査予定人員の合計人日数は、(参考)の「6. 監査基準人日数」の合計日数を参考として下さい。

注2) 期末監査欄に往査日数を記載し、往査のみの予定人日数を( )内書きで記載して下さい。なお、期末監査の往査においては、監査責任者または公認会計士を常時1名以上を往査先に配置して下さい。

注3) 令和5年度以降については、9月以降から監査を開始することを想定し、令和4年度分と同様に監査日程等を記載して下さい。

- (4) 当法人が監査にあたって準備協力する事項等

#### 6. 監査品質の管理体制等

- (1) 品質管理体制の整備・実施状況（品質管理するための組織体制を含む。）
- (2) 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題等の指摘がある場合はその概要、改善計画及び改善状況等
- (3) 過去5年間に於いて公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容、改善計画及び改善状況等

7. 監査費用の見積金額

①令和4年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)  
見積金額内訳

項目	員数 (人日)	単価 (円/人日)	金額 (円)
(1) 基本報酬			
(2) 業務報酬 ①監査責任者 ②監査従事者 公認会計士 会計士補等			
(3) 消費税 (10%)			
合計 (1) + (2) + (3)			

注1) 1日あたり7時間として計算して下さい。また、事務所業務日数を含めて下さい。

注2) 上記見積金額内訳の他に旅費 (宿泊費・日当含む) の経費が必要な場合は、交通費等の項目を追加して、「見積金額内訳」に計上して下さい。

注3) 値引きがある場合は、値引欄を設けることなく上記計算式に反映させて下さい。

注4) 上記内容の記載があれば、貴法人の見積書様式でかまいません。

②令和5年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)

(※令和4年度分と同様に、見積金額内訳を記載願います。)

③令和6年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)

(※令和4年度分と同様に、見積金額内訳を記載願います。)

④令和7年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)

(※令和4年度分と同様に、見積金額内訳を記載願います。)

⑤令和8年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)

(※令和4年度分と同様に、見積金額内訳を記載願います。)

⑥令和9年度分 (総額) \_\_\_\_\_ 円 (消費税を含む)

(※令和4年度分と同様に、見積金額内訳を記載願います。)

8. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている場合は、認定等を証する書類の写しを提出して下さい。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 又は一般事業主行動計画策定 (常時雇用する労働者が300人以下のものに限る。)

②次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

③青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定 (ユースエール認定企業)

9. 提案していただいた監査日程等に大幅な変更が生じた場合の取扱い

(費用変更方法等を含む。)



10. 特筆事項（会計基準改訂に関する情報提供、独法会計基準に関する研修実施等、当法人からの相談事項に対する対応体制）
11. 提案書に関するご担当者の連絡先  
（氏名、所属、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

(参考)

監査実施体制、監査計画及び見積書等の作成にあたっては下記事項を参考にして下さい。

記

1. 資本金 約224億円（令和4年4月1日現在）

2. 役職員 94人（令和4年4月1日現在）

3. 予算規模 約22億円（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
運営費交付金	1,854,982
業務経費	552,241
一般管理費	253,798
人件費	1,048,943
施設整備費補助金	53,597
受託収入等	217,000
施設利用料等収入	30,228
計	2,155,807

4. 会計事務処理 会計システム（「見える会計」：神田通信機(株)）を使用し、原課からの依頼により予算管理、契約事務、出納事務等を行っております。

5. 往査実施回数等 期中監査 2回  
期末監査 1回  
会計相談・指導 電話及びメール：随時

6. 監査参考人日数 64人日（1事業年度あたり）

下記項目を参考人日数の内訳と想定しております。

監 査 項 目	監 査 内 容 等	人日数
会計基準改訂点等の説明	独法会計基準の改訂等についての 詳細説明・指導等	1
予備調査・監査計画打合せ	法人概要、予算、内部統制の把握、 会計システム調査等	3
月次決算	会計相談、指導等	4
期中監査	内部統制運用状況、期中取引検証等	13
期末監査	残高検証、財務諸表表示検討等	40
報告書作成	会計事務所での作業等	3
合 計		64

※参考人日数には、日常的な相談、定期的な指導等を含むものとします。